

平成26年4月11日

東京地方裁判所 民事第16部 御中

平成25年(ワ)第25973号

損害賠償等請求事件

原告 森 裕子

被告 志岐 武彦

原告訴訟代理人

弁護士 小倉 秀夫



証拠説明書

甲第1号証	「7月29日 森ゆう こ前議員までもが 「小沢検審議決は検 察捏造報告書の誘 導」と、架空議決を 否定!」と題するエ ントリー	被告	写し	被告エントリー1の存在、内容、 URL。被告ブログにおいては、右 カラムに直近10エントリーのタイ トルが表示され、また、月ごとの アーカイブにリンクが貼られてい ること
甲第2号証	「8月11日 X氏 (森前議員協力のフ ィクサー)が一市民 Tに語った!「検察 捏造報告書をロシア サーバー越し八木氏 に流したのは私で す!」と題するエン トリー	被告	写し	被告エントリー2の存在、内容、 URL。被告ブログにおいては、右 カラムに直近10エントリーのタイ トルが表示され、また、月ごとの アーカイブにリンクが貼られてい ること
甲第3号証	「8月17日 検審疑 惑報道は「小学館」 だけ!「記者クラブ メディアは検察審に おける司法暴走に荷 担」(SAPIO8月 号)」と題するエン トリー	被告	写し	被告エントリー3の存在、内容、 URL並びに、「週刊ポスト4月5口 号PDF」という記載があること。 被告ブログにおいては、右カラム に直近10エントリーのタイトルが 表示され、また、月ごとのアーカ イブにリンクが貼られていること

甲第4号証	平成26年4月11日現在の被告エントリー3のソースコード	被告	写し	<p>この中に、「http://civilopinions.main.jp/items/Shukan%20Post%20%2C%20April%20%20edition%EF%BC%8C%20pp.50-53.pdf」>週刊ポスト4月5日号.pdf
」との記載があることから、被告エントリー3の「週刊ポスト4月5日号.pdf」との記載部分から甲第5号証のpdfファイルにリンクが貼られていること、</p> <p>「http://civilopinions.main.jp/2013/08/」>2013年8月(25)」との記載があることから「2013年8月(25)」という部分から甲第7号証にリンクが貼られていることを立証する</p>
甲第5号証	週刊ポスト記事	被告	写し	<p>「http://civilopinions.main.jp/items/Shukan%20Post%20%2C%20April%20%20edition, pp. 50-53.pdf」にアップロードされ、被告エントリー3からリンクが貼られていたPDFファイル。被告の架空議決説の内容とその荒唐無稽さを立証</p>
甲第6号証	2013年7月のブログ記事	被告	写し	<p>被告ブログの2013年7月のエントリーがひとまとまりになって表示されたウェブページの存在、並びに、2013年7月のエントリーのタイトル及びその内容</p>

甲第7号証	2013年8月のブログ記事	被告	写し	被告ブログの2013年8月のエントリーがひとまとまりになって表示されたウェブページが存在し、同月にアップロードされたエントリーを一続きのものとして読むことができること、並びに、2013年8月のエントリーのタイトル及びその内容、並びに、末尾に「2013年7月」という記載があり、甲第6号証のウェブページにリンクが貼られていること
甲第8号証	アクセス解析	Alexa社	写し	Alexa社が提供するウェブのアクセス解析サービスを利用して被告ブログが置かれているmain.jpの直帰率(Bounce Rate)を調査したところ、60.20%だったこと(3枚目)
甲第9号証	アクセス解析	Alexa社	写し	Alexa社が提供するウェブのアクセス解析サービスを利用してcocolog-nifty.comの直帰率(Bounce Rate)を調査したところ、64.10%だったこと(3枚目)
甲第10号証	アクセス解析	Alexa社	写し	Alexa社が提供するウェブのアクセス解析サービスを利用してhatena.ne.jpの直帰率(Bounce Rate)を調査したところ、60.70%だったこと(2枚目)
甲第11号証	アクセス解析	Alexa社	写し	Alexa社が提供するウェブのアクセス解析サービスを利用してameblo.jpの直帰率(Bounce Rate)を調査したところ、48.30%だったこと(2枚目)

甲第12号証	「アナリティクスの直帰率について調べてみた！(ブログ運営の直帰率)」と題するエントリー	ハマちゃん (id:hama chang11 11)	写し	直帰率の定義、及び、リピーターの多いブログサイトでは、直帰率は比較的高い数値となるが、それは、リピーターは最新の記事を1頁だけ読んで満足して帰ってしまうからであること
甲第13号証 の1	陳述書	鈴木正朝	原本	ブログにおいては、必ずしも各エントリーを相互に独立したものと して読むわけではなく、前に読んだことのある他のエントリーの内容を前提に特定のエントリーの内容を理解することはよくあること であること
甲第13号証 の2	プロフィール	鈴木正朝	写し	甲第13号証の1の作成者である鈴木正朝氏がその開設するウェブサイトに記載した自身のプロフィールの内容。鈴木正朝氏が新潟大学法学部の教授であって、情報法や法上法学を専門としていること、法とコンピュータ学会の理事等を務めるなど、インターネットに関する知識が豊富であること
甲第14号証	「アメブロで読者を増やす『13のコツ+1』」と題するエントリー	松原肇	写し	Webデザインを本業とする作成者がブログの読者を増やす方法として指摘した要素の中に、「なるべくブログのテーマを絞って統一してみる」「見出しを付ける」「ブログの更新頻度を増やす」「ブログ内の関連記事同上でリンクする」などがあること

甲第15号証	「リピーターになっ てもらおうブログの書 き方を考える」と題 するエントリー	イソヤマ シンヤ	写し	「IT系ビジネスマン」である作成 者が、ブログのリピーターを増や す方法として、ブログを定期的に 更新する、ブログのテーマを絞 る、ここでしか読めない記事を提 供するという3要素をあげている こと。
甲第16号証	「【夕のメッセー ジ】最高裁の異進及 に蓋をした森ゆうこ の浅知恵」と題する ブログエントリー	ryuubu- fan	写し	ブログのヘッダ部分に「小沢革命 を成就させましょう」と記載する ほどの小沢支持者である作者が、 被告エントリー2を読み、その日 のうちに、原告が最高裁と裏取引 をし、ロシアサーバーから嘘捜査 報告書を八木氏に届けたと誤解 し、「ゆうこは道を踏み外した」 などという見解を持つに至ったこ と
甲第17号証 の1	写真		写し	インターネット上の画像サイトで 発見された画像。原告の著書が燃 やされているところが写されてお り、被告エントリーにより原告が 憎悪の対象となってしまったこと を示している。
甲第17号証 の2	写真		写し	同上

甲第18号証	陳述書	鳴海崇	原本	<p>作成者が被告に宛てたメールの中にある「『俺がロシアのサーバに流した』とXさんが言っていたのは事実です」との記載はでたらめであること及びそのようなでたらめをメールに記載するに至った経緯、被告が架空議決説をネタに書籍を出版しようと走り込みをかけていたこと、ようやく出版には至ったが思うように売れていないことをぼやいていたこと、被告のブログはテーマが一貫しており、各エントリー毎に独立しているとの主張には無理があることなど。</p>
甲第19号証	陳述書	八木啓代	原本	<p>捏造報告書入手するに至る経緯及び被告エントリーにより原告の社会的評価が低下すること</p>
甲第20号証	陳述書	原告	原本	<p>被告エントリーによって原告が受けた被害について</p>
甲第21号証	私信	被告	写し	<p>被告が原告に宛てて2013年6月16日21時50分ころに送信した電子メールにWORD形式のファイルとして添付されていたものである。これにより、そのときから、被告が原告の内心を決めつけ、それに沿った行動を取らない原告を憎悪していたことを立証する。</p>